第四　財政再生団体に係る許可基準

財政再生団体及び財政再生計画を定めていない地方公共団体であって再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上である地方公共団体（以下「財政再生団体等」という。）については、一又は二に定める許可基準により許可を行うものとする。

一　健全化法第10条第３項の規定に基づく同意を得た財政再生団体の地方債の許可基準等

１　財政再生計画の内容が適当なものであり、また、その実施が着実に行われている財政再生団体については、特に制限する必要があるものを除き、同意基準と同様の内容の許可基準によって、許可を行うものとする。

地方債計画の事業区分ごとの財政再生団体等の起債予定額の総額等に基づき、事前に総務大臣が財政再生団体等ごとに事業区分に応じて定め通知する許可予定額の範囲内で行われる許可申請については、原則として、許可申請の内容に即し速やかに許可を行うものとし、当該手続は、協議団体に係る簡易協議手続の対象となる地方債及び再生振替特例債を対象とするものとする。

２　財政再生計画の実施が着実に行われていない財政再生団体については、その内容に応じ、地方債の発行を制限するものとする。また、健全化法第20条第１項の規定による勧告を受けた財政再生団体については、当該勧告に基づいて講じた措置の内容に応じ、地方債の発行を制限するものとする。

３　再生振替特例債については、健全化法第12条第１項の規定に基づき算出した額を許可の対象とする。

二　一に係るもの以外の財政再生団体等の許可基準

健全化法第11条ただし書及び健全化令第13条に規定する場合は、財政の再生の状況を踏まえ、同意基準と同様の内容の許可基準によって、許可を行うものとする。また、健全化法第20条第１項の規定による勧告を受けた財政再生団体については、当該勧告に基づいて講じた措置の内容に応じ、地方債の発行を制限するものとする。

三　財政再生団体等が加入する組合等の場合

財政再生団体等が加入する組合及び財政再生団体等が設置団体である地方開発事業団については、当該財政再生団体等が策定した財政再生計画との整合性に留意して地方債の許可等を行うものとする。

第五　退職手当債に係る許可基準

一　許可申請に当たっての事業区分

退職手当債の許可申請は、次に掲げる事業区分を許可申請の単位として行うものとする。

１　普通会計退職手当債

普通会計退職手当債については、退職手当額（国家公務員ベース）が総務省令で定める平年度ベースの標準退職手当額を上回る地方公共団体で、今後の定員や人件費の適正化に関する計画（以下「定員管理・給与適正化計画」という。）を定め総人件費の削減に取り組むものに対し、当該上回る額の範囲内で、かつ、定員管理・給与適正化計画の作成を通じた将来の人件費の削減により償還財源が確保できると認められる範囲内の額を対象とするものとする。

２　公営企業退職手当債

公営企業退職手当債については、定員管理・給与適正化計画を定め総人件費の削減に取り組む公営企業に対し、職員の退職に伴う減員や人件費の適正化によって、当該公営企業の将来の人件費の削減により償還財源が確保できると認められる範囲内の額を対象とするものとする。

二　退職手当債に係る許可手続

協議団体に係る簡易協議手続は、退職手当債の許可手続について準用する。

○総務省告示第百五十号

地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の三第十項の規定に基づき、平成三十年度地方債計画を次のように作成したので、同項の規定により公表する。

平成三十年四月二日　　総務大臣　野田　聖子

平成30年度地方債計画

（通常収支分）

（単位：億円、％）

項目	平成30年度計画額(A)	平成29年度計画額(B)	差引 (A)－(B) (C)	増減率 (C)／(B)×100
一　一般会計債				
1　公共事業等	16,476	16,443	33	0.2
2　公営住宅建設事業	1,130	1,130	0	0.0
3　災害復旧事業	873	873	0	0.0
4　教育・福祉施設等整備事業	3,391	3,391	0	0.0
(1)　学校教育施設等	1,245	1,245	0	0.0
(2)　社会福祉施設	383	383	0	0.0
(3)　一般廃棄物処理	656	656	0	0.0
(4)　一般補助施設等	567	567	0	0.0
(5)　施設（一般財源化分）	540	540	0	0.0
5　一般単独事業	22,634	21,927	707	3.2
(1)　一般	2,332	2,795	△ 463	△ 16.6
(2)　地域活性化	690	690	0	0.0
(3)　防災対策	871	871	0	0.0
(4)　地方道路等	3,221	3,221	0	0.0
(5)　旧合併特例	6,200	6,200	0	0.0
(6)　緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
(7)　公共施設等適正管理	4,320	3,150	1,170	37.1
6　辺地及び過疎対策事業	5,085	4,975	110	2.2
(1)　辺地対策	485	475	10	2.1
(2)　過疎対策	4,600	4,500	100	2.2
7　公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
8　行政改革推進	700	700	0	0.0
9　調整	100	100	0	0.0
計	50,734	49,884	850	1.7
二　公営企業債				
1　水道事業	5,389	5,043	346	6.9
2　工業用水道事業	216	247	△ 31	△ 12.6
3　交通事業	1,327	1,611	△ 284	△ 17.6
4　電気事業・ガス事業	225	202	23	11.4
5　港湾整備事業	508	509	△ 1	△ 0.2
6　病院事業・介護サービス事業	3,822	4,614	△ 792	△ 17.2
7　市場事業・と畜場事業	358	235	123	52.3
8　地域開発事業	745	622	123	19.8